

養蚕経営の展開過程と住宅構造の対応に関する研究

誌名	農業技術研究所報告. H, 経営土地利用
ISSN	00774863
著者名	下河辺, 千穂子
発行元	農林省農業技術研究所
巻/号	38号
巻号補足	
掲載ページ	p. 79-102
発行年月	1968年1月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



養蚕経営の展開過程と住宅構造の対応に関する研究

下 河 辺 千 穂 子

目 次

課題 一 研究の目的……………	79	1. 養蚕住宅の空間構成……………	90
I 養蚕住宅における居住用空間の農用利用	80	2. 居寝室の利用……………	94
1. 飼育技術の進歩と住宅構造の変化…	81	3. 帖面率の変化……………	95
2. 飼育法の変化と飼育室の利用対応…	85	III 養蚕経営における建物投資の特性……………	97
3. 居住用空間の農用利用……………	88	IV むすび……………	99
II 養蚕住宅の居住性……………	90	要 約……………	100

課 題 一 研 究 の 目 的

農家住宅の空間構成は、農業経営の形態や農業技術の発展段階に規定されて不即不離の関係におかれている。したがって、住宅内における農用空間の変化を、農業技術の進歩、経営の変化に対応したものとして捉えるとき、それらの進歩と変化に照応して必然的に異なったものとなろう。

すでに、上述の視点にたつて、稲作経営と農家住宅の関連、とくに稲作技術の発展がどのように土間空間の分化や空間機能の構成に作用したかは指摘した¹⁾。そこでは、住宅と住宅内作業空間の未分化、そのための生活への影響、さらに作業空間の別棟への分離移行の過程などを、稲作の技術進歩を媒介として明らかにした。

そこで、本稿ではとくに、住宅内において作業をおこなうことの多い養蚕経営をとりあげ、飼育技術の発展と飼育場所の変化、云いかえると居住用空間とその農用利用との利用競合が飼育技術の進歩にともなう、どのように変化したかを検討しつつ、養蚕経営における住宅のもつ役割、その性格を明らかにすることを課題としたい。

以上のような課題へ接近するため、まず統計資料や既存文献によって一般的傾向を把握し、次に調査によってさらにそれを検討分析した。調査地は、養蚕専業地帯の群馬県藤岡市を選定し、そのなかから桑園率、養蚕収入率ともにたかい白石部落を調査対象として取り上げた。調査は昭和36年～39年にかけておこない、併せて、今日の一般的な技術段階を確める意味で、養蚕専業経営地帯である群馬県尾島町、埼玉県川本村においても同様趣旨の調査をおこなった。以下、各調査地についてその概況をのべよう。

1) 拙稿「農家建物における農用空間の建築計画的研究」 農技研報告 H. 28 (昭 37. 11)

調査地の概況

養蚕経営は、米作とならんで古くからわが国の農業経営において大きな位置を占めていたが、戦後においては、養蚕農家戸数や桑園面積が激減し、たとえば、昭和25年度と昭和39年度における養蚕農家戸数と桑園面積を比べると、前者では835千戸が551千戸に、後者では176千haが163千haを示しており、斜陽部門といわれている。しかし、養蚕業は衰退傾向にあるとはいえ、いまだに養蚕農家は全国的に分布し、商業的部門としての地位を失っていない。養蚕業は、東北、東山、関東の諸地域に集中し、いわゆる養蚕専業地帯が形成されている。本調査地はこれら養蚕専業地帯のなかから、代表的町村をえらび、検討をすすめたものである。

(1) 群馬県藤岡市白石の概況

もともと群馬県は、わが国における有数の養蚕県としての座を戦前より維持しており、養蚕農家1戸あたり収けん量は317.5kg(昭39)で全国第1位を示し、技術的水準もたかい(農林省統計調査部 昭和39年度「養蚕調査結果報告書」による)。このなかにあつて、藤岡市も養蚕専業地帯として知られ、東は新町、西は鬼石町、南は埼玉県、北は高崎市に接しており、このあたりいずれも養蚕がさかんである。なお藤岡市は、明治初期に「清温育」を創始普及した高山社の設置されたところで、同社流の飼育技術普及による影響はこのあたりに大きかったと思われる。

調査地の藤岡市白石部落は、藤岡市の西北方に位置し、古く山地を拓いて耕地を造成したところである。経営面積は大きく、戦前から引き続き普通畑作を基盤においた養蚕専業の経営が続いており、農業現金収入中に占める養蚕収入の割合は60%に及んでいる(昭38)。

現在の経営状況は(調査農家23戸の平均)、田37a、畑61a、桑畑74a、掃立卵量は268gとなり、この他に、肥育牛の育成、椎茸の栽培が冬の農閑期に取り入れられているほか、近年では将来養蚕に代わるものとして、梨、柿の栽培、ニラの作付をする農家が若干あり、これの部落農家に与える影響は見逃せない。

ここでは、大正初年ごろまでは、普通畑作を中心とし、これに養蚕を大きく加えた経営がおこなわれ、このほか白石梨の主産地として有名であった。しかし、当時梨は重点的な課税対象となっていたので、次第に梨から養蚕に転換したものらしい。これに加えて、大正年代に入つての養蚕景気の到来は、この地帯をして養蚕専業としての経営を固めさせる絶好の機会をもたらした。大正末年から昭和15年～16年ごろまで、とくに昭和10年ごろまでが養蚕の最盛期(平均掃立卵量410g)で、専業養蚕の地歩を確立し、今日に至るまでそれが引き続いている。ここは、地勢上も傾斜地で水位低く、開田が困難なところから、食糧増産による桑畑の作付転換政策のとられた戦時中にも、畑作を基盤においた養蚕専業経営が一貫して続けられてきたのである。当時の経営状況は、1戸あたり田27a、畑78a、桑畑81a、掃立量257gを示し、養蚕の占める位置は現在と変わらないことが知られる。

また、古くから養蚕の労働力には男子が主力となって参加しており、さらに戦前には傍系の家族労働力を豊富に抱え、かつ雇用労働力にも十分依存できたので専業養蚕の成立も容易であったことがわかる。このような状態は、戦時中から最近まで続いていたので、省力養蚕技術の導入はおそく、昭和38年～39年以降によりやく本格化している。

(2) 群馬県尾島町大館東の概況

群馬県尾島町大館東は、戦前より普通畑作経営に養蚕経営をとり入れた経営が続いている地帯である。養蚕専業経営が成立したのは、大正末年に条桑育が普及してからのものである。したがって、このころより条桑育の全般的浸透がみられ、回転簇の導入も早く、昭和23年ごろから始まっている。しかし、今次大戦中に附近に大小の工場が立地してより、農業労働力の非農業への流出がみられ、この傾向はとくに近年著しく、このため、これら兼業農家では委託養蚕などもおこなわれている。1戸当りの年間掃立量は、昭和35年度で119gを示している。

(3) 埼玉県川本村本島の概況

埼玉県川本村本島は、古くから普通畑作を中心にこれに養蚕経営を大きく加えてきたが、大正年代に入つてから今日に至るまで養蚕専業経営が確立している。地区内に優秀な指導者を有しており、先進的な技術導入がすすめられている。技術水準もたかく、昭和39年度実績で養蚕農家の10a当りの収けん量は156kg、1戸当り372kgを示している。

大正末年より条桑育が導入され、稚蚕共同飼育は、昭和26年から始まっている。

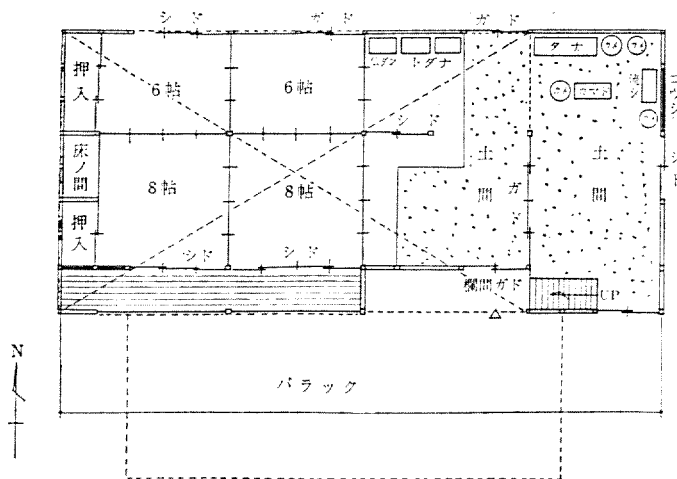
I 養蚕住宅における居住用空間の農用利用

居住用空間と農用空間との未分離であった農家住宅においては、農作業期間には居住用空間を農用に利用するのが慣例であった。とくに、養蚕農家では、別棟に専用蚕室を所有している少数の一部富

裕農家を除くと、¹⁾ 稚蚕飼育から上簇に至る期間は、主として住宅が蚕室としてつかわれた。このことは、明治17年の群馬県下の『養蚕事情調査』²⁾によっても「ことに蚕室を設けず私宅を通用す」とあり、農林省統計調査部の昭和27年の緊急養蚕業調査をみても専用蚕室の所有は全く低いことでも明らかである。

このため、これまでは5月初旬春蚕の掃立の始まる頃より、晩秋蚕が終る9月中旬に至るまで、住宅が養蚕飼育に利用されるのが普通であった。このように、住宅内の居住用空間を蚕室に転用することは、農家住宅の空間構成を居住用に適するようにだけ配置できず、むしろ、養蚕のための生産手段としての役割を果たすように配置されざるをえないことを意味している。

養蚕のための容器的な生産手段としての蚕室構造は、養蚕技術の進歩、発展によって変ってきた。ことに、飼育技術の住宅に与えた影響も少なくない。その影響は、住宅内の蚕室転用を前提とした各室の設備や構造の面に具体的にあらわれており、その結果、養蚕経営においては、農用的性格の強い住宅が要求されていたことを示している。以下、藤岡市白石を例にとって、養蚕住宅における居住用空間の利用の仕方を、養蚕飼育の面から検討し、養蚕住宅の性格を明らかにしよう。それに先立って、藤岡市において一般的にみられる養蚕住宅の平面型およびそこにおける日常的なつかい方を示すと次のとおりである（第1図参照）。



第1図 代表的養蚕農家の住宅 — 藤岡市白石 —

- 注 1. 昭和7年建築のもの。
2. 破線は2階蚕室部分を示す。
3. シドは障子戸、ガドはガラス戸を示す。

部分のタミを上げて板の間とし、2階蚕室とともに飼育場所として利用され、住宅の農用利用が顕著となる。

藤岡市にみられる養蚕住宅の多くは、南面して8帖2室をとり、その裏側に6帖2室を配し、南側には90cm巾の縁側が設けられている。土間部分は、これら居住部分の右手につき、このなかに炊事場、風呂場等が含まれる。総2階造りとして2階を蚕室にあてるのがふつうで、平面及び構造は後述する清温育の普及による影響が顕著にみられる。階下の床上部分と土間部分に未分離に存在する炊事場、風呂場が日常の生活空間として居住の場にあてられている。但し、養蚕期間に入ると、その床上

1. 飼育技術の進歩と住宅構造の変化

- 1) 藤岡市白石の調査においても、戦前の養蚕最盛期に専用蚕室を所有していたのは23戸中、自作上層の5戸であり、同様に尾島町の調査でも40戸中、自作層以上の7戸であった。
2) 群馬県蚕糸業協会『群馬県蚕糸業史』（昭和30年）上巻 P126 より引用

すでに述べたように、養蚕経営においては、従来住宅が蚕室としてつかわれてきており、この間に飼育技術の進歩に対応して住宅構造も変化してきている。飼育技術も清涼育、温暖育、清温育、密閉育と幾多の発展を辿りながら、戦後の省力技術に至るのである。以下、これら飼育技術と住宅構造の変化について素描をしよう。

(1) 清 涼 育

明治初期までの養蚕は、清涼育による飼育法が支配的であった。この方法は、催青および飼育にわたってほとんど火力で保温することなく、自然の気候条件のもとで飼育され、ただ通気をよくすることに留意されていたにすぎない。加えて、このころはまだ養蚕は経営の中では副業的な位置を占めているにすぎなかつたので、住宅には、とくに蚕室としての用意もなく、居住部分や屋根裏がつかわれていた程度で、養蚕は、住宅に変化を与えるほどの力をもっていなかったとみてよい。

(2) 温 暖 育

明治12年～13年ごろからその中期にかけて温暖育が普及した。この飼育法では、火力で保温するので炉の設置がなされ、居室や2階蚕室に炉が切られるようになり、また、空気の流通を配慮して、屋根勾配の半ばに南面して空気抜きの小窓が付けられる¹⁾。このころより、養蚕の規模も拡大し、2階を専用蚕室としたいいわゆる養蚕住宅が出現する。住宅に、このような養蚕技術との対応による設備や構造の変化がみられるのは、安政の開港を機に、海外における生糸の需要にこたえて、養蚕経営が本格化してきたことを示すものである。これ以後、養蚕経営は世界の生糸市場の需要の拡大に対応して発展し、これに伴う飼育技術の改良進歩は、住宅にも大きく影響を及ぼしてくる。

(3) 清 温 育

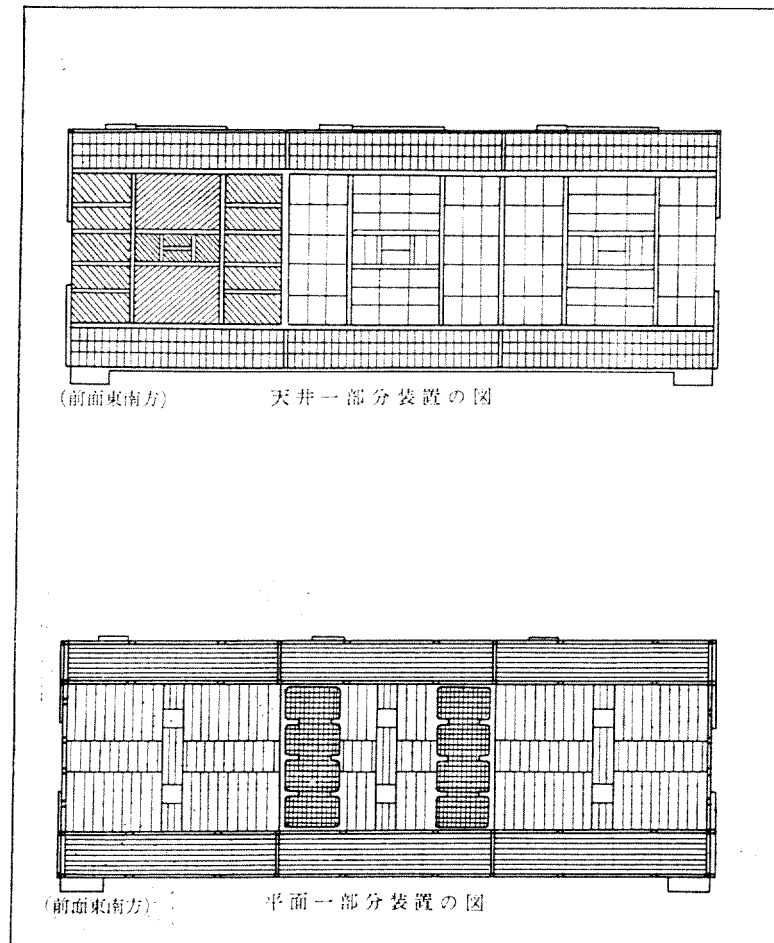
明治中期から大正初期にかけて、清温育が全盛をきわめた。この飼育法は、火力応用の換気乾燥育で、上記の清涼育と温暖育の技術を取り入れた折衷的なもので、とくに蚕室の構造を重視しているのが特色である。すなわち、飼育中は常時火力を使用したので、居室や蚕室には炉を設けるほか、空気の流通や寒暖の調節のために居室や蚕室の前後に縁側を設け、間仕切りの建具には障子を用い、その上部には空気の流通をはかってラン間が作られた。また、屋根には小屋根をつけて空気抜きとした。第2図に示すような蚕室の模範例をあげて、これを奨励したので、この型によった住宅や蚕室が今日なお残存しており、清温育の影響は大きかったことが知られる²⁾ (第2図参照)。

(4) 密 閉 育

清温育に次いで密閉育が普及し、近年までこれが飼育技術の主流をなしていた。これは従来の換気乾燥育に対する再検討の技術として、稚蚕期の無保温、壮蚕期の開放育を以って登場したものである。これ以後に建てられた住宅には、炉、ラン間、北側縁側、空気抜き等の設備は姿を消していくようになる。また、空気の流通や通風のためには電気扇風機の使用がはじまるようになる。この飼育法の延長として住宅内土間の一隅に、土室や稚蚕室を設けることもこのころよりはまっている。

1) 前出の明治17年群馬県下各郡の養蚕事情調査には「ことに蚕室を設けず私宅通用す然れども温暖育に在ては総て空気抜きを付す其位置は一定せずといえとも大略南方に向い北方を塞ぎ西面をさくるの方法に依れり」とあって温暖育になって飼育法に合わせて空気抜きを設けたことが明らかにされる。P126～

2) 清温育は明治3年に高山長五郎が藤岡町に創立した「養蚕改良高山組」によって指導され、埼玉県では、弟、木村九蔵によって「競進社」流として普及された(群馬県蚕糸業協会『群馬県蚕糸業史』及び埼玉県蚕糸業会『埼玉県蚕糸業史』参照)。



第2図 高山社流の蚕室模範例

注 群馬県蚕糸業協会『群馬県蚕糸業史』(昭和30) 上巻 P169 より転載

(5) 戦後の技術

戦後は蚕作安定と省力技術をねらった稚蚕共同飼育、糸桑育の導入が普及奨励されている。とくに、昨今における家族労働力の減少傾向に対応した技術として、これの導入、普及が急速に伸長している。

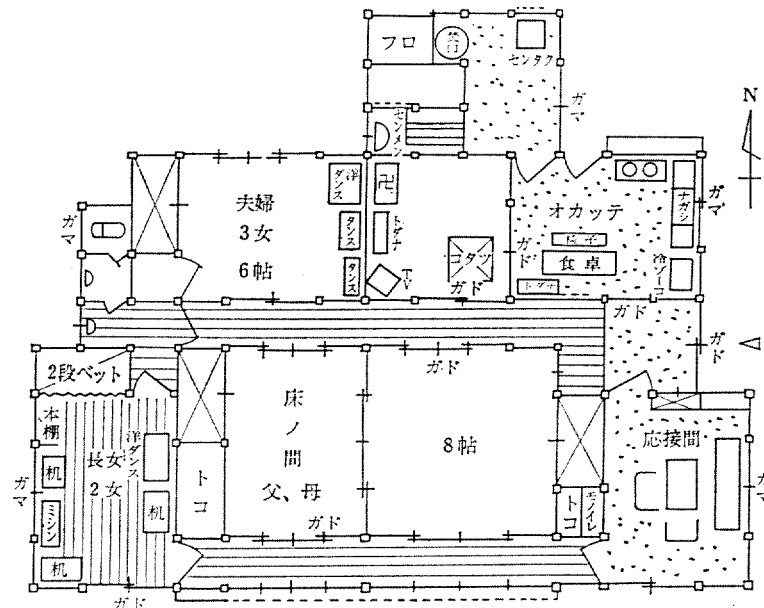
藤岡市の調査では、稚蚕共同飼育は昔からもより農家が稚蚕や資材をもちよっておこなう共同飼育形式でおこなわれることがあり、これのおこなわれたのは、昭和36年には21戸の農家のうち、春蚕2戸、夏秋蚕と晩秋蚕は1戸であった。昭和39年には公設の飼育場ができたので、春蚕9戸、夏秋蚕7戸、晩秋蚕8戸、全期7戸が稚蚕共同飼育に参加している。

また、糸桑育では、昭和36年に100%導入は17戸の農家のうち、春蚕期5戸、夏秋蚕期9戸、晩秋蚕期8戸、全期4戸であったが、昭和39年には春蚕期12戸、夏秋蚕期15戸、晩秋蚕期10戸、全期10戸となっている。

しかし、稚蚕共同飼育が実施されても、多くの農家は蚕作に対する不安と共同飼育に出役するための労働力の配分の調整から稚蚕飼育の全量をこれに一任することではなく、従来どおりに一部は自宅で飼育している。このために、稚蚕共同飼育所の設置によって、稚蚕飼育の住宅からの分離がすすんでいるとはいえ、それはまだ住宅を改変するほどの力にはなっていない。

糸桑育の導入は、「さしかけ」などを利用する屋外飼育を指向しているが、飼育量の確保と蚕作の危険分散をはかるために、糸桑育を導入しながらも一方においては、棚飼いによる住宅内の蚕室利用や居室の蚕室転用がつづいているのが実情であって、糸桑育の導入による屋外利用が直ちに大きく住宅を改変するまでには至っていない。これは、飼育技術が変化して、住宅からその利用が分離する可能性ができて、その技術が完全に安定し定着しない限り、既存の住宅に変化を及ぼすことは容易ではないことを示している。とくに、住宅は耐用年数もながいので、既存の住宅が新築されるまでは、旧来の住宅が存続し、利用されることが多い。

大正末期より糸桑育を導入し、戦後間もなく稚蚕の共同飼育をおこなっている埼玉県川本村では、最近の新築住宅によりやう養蚕飼育の場を完全に排除したものが出現し（第3図参照）、群馬県尾島町においても同様の傾向が指摘できる。しかし、大勢としては、既存の養蚕造りの住宅のなかで、一部屋内飼育をのこしながら屋外飼育に移行していることも事実である。



第3図 新築の農家住宅（埼玉県大里郡川本村 昭和39年3月完成）

- 注 1. 本農家の経営面積は昭和39年現在、陸田 36a、普通畑 10a、桑園 34a、掃立卵量は115g。
家族は両親と経営主夫婦、長女(会社員)、次女(高校生)、3女(小学生)の7人。別棟蚕室あり。
2. ガドはガラス戸を示す。

住宅から蚕室が分離するには、高い技術水準に裏付けられた蚕作の安定がなければならず、また、部落内の稚蚕共同飼育の組織体制が整備されることによって、共同飼育への完全移行も期待できる。農家が稚蚕共同飼育に技術上の不安や、蚕作の不安定を感じている限り、危険分散の意味もあって、一部自宅飼育を残すであろう。また、稚蚕共同飼育のための出役労働の調整からも、自宅飼育が残ることも指摘できる。このことは、屋外糸桑育についても同様のことがいえる。かような養蚕農家の技術的向上に伴って、住宅の居住用利用と農用利用が分離するのである。分離以後の住宅の空間構成は必然的に変わったものとなろう。それは、居住用利用の合理性を追求する形で組立てられていく。たとえば第3図にみられるごとく居寝室の空間的な独立が中廊下によってはかられ、炊事・食事空間を

確立し、浴室を独立させたこと、下足の応接間を設けて、家族の日常生活と切り離したことなどにもみられる。さらに2階蚕室を全く排除しており、この住宅における養蚕飼育は全く意図されていない。これは、別棟蚕室の所有によってかなえられたものである。

これは、住宅に設けられた養蚕用の設備の消長を通して明らかにされる（第1表参照）。住宅の建築時期別に設備の有無をみると、炉の設置、空気抜き、取りつけ、北側縁側やラン間の設備などは、これまでの養蚕技術の各段階で採用されたものであるが、これらはその後の飼育技術の進歩とともに姿を消していくことが、住宅の建築時期に投影している。

しかしながら、今日においても飼育法自体がいまだに屋内育を残存させているところから、2階蚕室、居住部分の床の板の間仕上げ——すなわち、蚕室転用を前提とする——などが依然として続いており、しかも、これが糸桑育や稚蚕共同飼育の導入の本格化した後の最近の建築になる住宅においてすら踏襲されている。このことは、新技術の定着の不安定な間は、危険分散の意味もあって旧技術を残存させるので、新技術の導入が直ちに住宅の改変をもたらすまでには至らず、そこには、時間的なズレがあることを示している。しかし、第1表に示した昭和以降の建築の住宅にみられる北側縁側お

第1表 住宅の建築時期別にみた養蚕設備

	2階蚕室に		屋根に空北側		ラン間あり		居室板の
	蚕室あり	炉があり	気抜きあり	縁側あり	各室	2階のみ	間仕上げ
明治期(8戸)	8	5	7	8	4	3	8
大正期(5戸)	5	3	5	2	3	0	5
～昭和20(4戸)	4	3	0	1	1	0	4
昭和20～(6戸)	6	1	0	1	1	0	6

注. 藤岡市白石の調査

よびラン間の設置は、

これまでの住宅にみられたような養蚕用の要求からではなく、前者にあつては、生活上の通路としての必要から、後者は、ザレキの飾り的なものとして出

現しており、すでに、農用的な性格や必要からはなれたものとしてその存在が捉えられる。

2. 飼育法の変化と飼育室の利用対応

前述のように、飼育技術の変化が住宅に与えた影響は大きかったが、これら飼育技術の変化は、飼育法の変化をもたらしながら、飼育室のつかい方にも変化をみるようになってくる（第2表参照）。以下このことについてのべよう。

〔1〕 稚蚕期

稚蚕期はふつう、階下の土間寄りの8帖を目ばりして稚蚕室にあてるが、これは居寝室に近く、温湿度の管理や火の始末が便利なためである。清温育のころには、2階蚕室を仕切って稚蚕室につかうこともあったようである。その後、密閉育の普及によって土室や紙帳の使用も一部でみられるが、大勢は居室の転用によっている。稚蚕共同飼育の完全実施によって、個人飼育を必要としない段階になるまでは、居室の蚕室転用、土間内の稚蚕室の使用は多少とも残ることが考えられる。

調査地の藤岡市白石にある稚蚕共同飼育場は231m²の広さであつて、地区内の棉立量の62%～63%（春蚕で6,000g）を収容できるにすぎない。また、埼玉県川本村の稚蚕共同飼育場は、昭和40年度から1期22,000g～25,000gの飼育が可能のように拡張されたが、これによって地区内の全量飼育が期待できる。

第2表 飼育技術と飼育場所

	飼 育 場 所											居室 や 蚕室 あり	屋根 に空 気抜 きあり	屋根 に天 窓あり	北側 廊下 (蚕室 前)	ラン マ (蚕室 に)	床板 張り
	稚 蚕				壮 蚕				上 簇								
	住宅 内	2階 蚕室	土室 蚕室	共同 飼育	住宅 内	2階 蚕室	別棟	屋外	住宅 内	2階 蚕室	別棟						
清涼育	○				○				○			×	×	×	×	×	○
温暖育	○				○	○			○	○		○	○	×	×	×	○
清温育		○			○	○			○	○		○	×	○	○	○	○
密閉育	◎		○	○	○	○	○		○	○	○	○	×	×	○	○	○
条桑育	○			◎	○	○	◎	◎	○	○	○	×	×	×	×	×	○

注. ◎印はとくに多いことを示す (藤岡市白石の調査より)

〔2〕 壮蚕期

この蚕期における飼育法は、大別して古くから採用されている棚飼いと、省力技術として今次大戦中から奨励され、戦後大いに普及している条桑育がある。

棚飼育では、壮蚕期から上簇期まで階下の8帖2室と6帖2室、さらに2階蚕室までを通してつかい、これで不足するときには土間、屋根裏までがつかわれる。カゴはふつう大カゴ¹⁾をつかうが、蚕架はカゴの出し入れに必要な長さを考慮して1.8m余の間隔をおいて相向いに立てる。ふつう、階下の4室に蚕架を10棚たてる。棚の後方の西よりに僅かに残ったところが、この期間中の全生活空間となり、家族、雇人の就寝もここがつかわれていた。南北両側にある縁側は、この間の調桑の場であり、給桑、蚕沙除去、就寝室への通路としての役割を果たしていた。2階蚕室もこれに準じて蚕架がたてられた。

上記のような階下の8帖2室と6帖2室という居住用空間の広さは、蚕架を10棚をたてるための最低必要面積であり、いずれの農家もこの広さを用意したものである。すなわち、養蚕最盛期の戦前の技術では、8帖1室の飼育量の限界は棚飼いで20gといわれているので、前記程度の居住用空間と2階蚕室、これに土間を加えるとのべ165m²前後の飼育空間を確保できるので、この広さは当時養蚕専業経営としての飼育量を維持できるだけの必要空間であったのである。このことは、養蚕が副業的におこなわれていた明治以前には2階蚕室は出現せず、養蚕の占める位置が農業経営のなかで大きくなったと思われる明治10年代以降になって、ようやく2階蚕室が出現していることからもうかがえる。前述のように、わが国の養蚕業は安政の開港を契機として海外における生糸の需要にこたえて急激に発達したものであって、温暖育の技術採用のころより2階蚕室が出現し、清温育では積極的にこれを奨励していることなどからも知られよう。

すなわち、経営のなかで主導的な働きをするときには、それに対応した生産の場の拡張がおこなわれることを意味している。たとえば、藤岡市よりおそく大正末年から昭和初期にかけて養蚕専業地帯を形成した群馬県尾島町では、大正末期以降に2階建て養蚕住宅が出現し、それ以前に建築された住宅は平家建てが主であったことから、養蚕専業と2階建て住宅とは関係が密接なことが理解され

1) 大カゴの大きさは、176cm×97cm～100cm 前後である。蚕架は11段作りとし、ふつう最下段は使用しない。段の高さは、20cm 前後とし、ここにカゴを入れる。

よう。

このようなつかい方が、戦前から引きつづいて最近までおこなわれてきたが、今日では戦前に比べて飼育量が減少したことや、条桑育の普及によって「さしかけ」¹⁾などの屋外飼育がおこなわれるなどのために、従来に比して住宅内の居住室の蚕室転用の割合は減少している。すなわち、南面する階下の2室を蚕室に転用することは従前通りであるが、北側の2室はこの期間中の居寝室として確保されることが一般的な傾向となっている。条桑育では、条桑を2階に持ち運ぶ労力をさけたり、室内の汚れをきらうことから屋外飼育に移行する傾向が著しい。それはまた、棚飼いのように立体的な空間利用はできず、1～2段飼育を限度とするので、飼育空間の平面的な拡がりが必要とされることによって、「さしかけ」などの利用がされるのである。飼育量に対して、屋外飼育でまかないきれないところが、住宅内の蚕室転用や2階蚕室の利用をして、飼育量を確保することがつづいている²⁾。この場合は、条桑育による蚕作の低下の危険分散の意味もあって棚飼い育がおこなわれていることが多い。

〔3〕 上簇期

上簇にはいまだに改良簇の使用が多く、回転簇の使用率はそれほど伸びていない。昭和27年農林省統計調査部の『緊急養蚕基本調査報告』によると、全国平均でいまだに在来簇の使用が16.1%、改良簇の使用が84.7%、回転簇は22.3%であって、全体の2割前後の農家が2種類の簇を使用している。その後10年を経た藤岡市白石の調査においては、在来簇は姿を消し、改良簇の使用が全面的にみられ、回転簇の使用は26%にすぎず、これはいずれも改良簇との併用である。

これは、回転簇では落蚕が多く、それを拾う労力を嫌って改良簇に固執していることと、それに加えてとくに、手持ちの改良簇がまだ使用に耐えることなどに起因している。また、回転簇では改良簇に比して、単位面積あたり6割も上簇量を増加できるにもかかわらず、すでに十分に広さの用意された住宅を蚕室に利用できるのも、回転簇の使用によってとくに上簇室の面積の縮少をはかるうごきはみられない。

改良簇では蚕架をたてるので、壮蚕から引きつづいて階下の2室と2階蚕室が上簇室にあてられる。たとえ、回転簇が使用されたとしても、上簇には湿気を嫌うので現在の技術段階では屋外利用は困難である。別棟蚕室を所有したり、床張りのある付属舎を利用できる場合は別として、上述のような住宅での上簇がつづけられる。稚蚕共同飼育や完全屋外条桑育に移行して、この間の屋内飼育が排除されても、上簇技術の改良がない限り、住宅内利用の問題はこのころ。

一方、戦前から条桑育をおこなっている埼玉県川本村では、戦後にとり入れた稚蚕共同飼育を契機に、住宅内から養蚕追放を狙って、別棟蚕室を所有しない農家を対象に5.4m×9mの鉄骨ハウスを農協融資によって斡旋し、これに、3.6m巾の下家をおろしてのべ82.5m²の蚕室を作り、条桑育で50gまでの飼育を可能としてこれを奨励している³⁾。この床をコンクリート仕上げにすれば、回転簇

1) 「さしかけ」は、住宅や付属舎に8.2m巾、長さはその建物の間口一杯にかける。これは春蚕から晩秋蚕の終るまでかけ放しにされる。条桑育で10g飼育には1.6m×10.9mの面積が必要とされ、これを1コマとして並べコマ間の間隔は60cm程度。

2) 条桑育では、8帖1室で10gの飼育量が限度で、これは棚飼いの半分の量である。

3) 鉄骨ハウスは、農協手数料1割を含む142,000円の現金渡しで、年利5.5分の10年返済。昭和40年3月現在54%での普及率。

で 140g 程度の上簇ができるのであるから、今後の養蚕飼育の一つの方向を示すものであろう。

3. 居住用空間の農用利用

以上のべたように、飼育方法の住宅に与える影響は、その設備やつかい方にもみとめられるのである。第3表は、飼育空間別にその使用面積の割合を示したものであるが、昭和27年当時の全国平均ならびに群馬県平均をみたもので、これと比べる意味で昭和37年の調査時における藤岡市白石の調査平均を示した。

これによると、昭和27年調査では、住宅および蚕室兼用住宅の使用割合が非常にたかく、したがって専用蚕室等の住宅以外の飼育空間における使用割合は低かったことが知ら

第3表 蚕室の使用状況 一面積割合—

第5表 蚕室の使用状況									
		専蚕室	用蚕室	蚕室兼用住宅	住宅	納屋	かけ出し小屋	その他	計
		%	%	%	%	%	%	%	%
昭27	全国平均	7	43	35	9	4	2	100	
	群馬県平均	10	59	12	11	4	4	100	
昭37	群馬県藤岡市	30	36	0	(バラック)を含む 15.5	18.5	0	100	

注. 昭和27は、農林省統計調査部『緊急養蚕業基本調査報告』より作成。
昭和37は、藤岡市白石部落の調査平均。

れる。すなわち、この頃には、住宅の農用利用が大きかったのである。それが、その後10年を経過した調査時点では、住宅および蚕室兼用住宅の使用割合が減少し、代って、専用蚕室、納屋、かけ出し小屋の使用割合が増大していることがわかる。これは、調査地における春蚕時の動向であって、昭和27年当時と直接対比するには、多少の困難性はあるにしても、その間の動きの傾向は押えることができよう。これにみられるような別棟付属舎の使用割合の増加は、条桑育の普及によってもたらされたものとして理解されるであろう。

稚蚕共同飼育、条桑育の普及は、住宅内の蚕室転用の度合を低くし、これに伴って居住用空間の確保を生み、殆んど農家で1室~2室が養蚕期間中の寝室として用意されるようになり、この用意のないのは、調査農家の1割にすぎない。このような、居住用空間確保の傾向は、戦後に新築された一部の住宅にみられるように、当初から2階を居室に用意したり、改造においては、土間や2階蚕室の一隅に居室を設けることなどに指摘できる。

しかしながら一方において、階下の居住部分の蚕室転用や2階蚕室の使用が依然としてつづいており、あるいは、最近の新築住宅にあっても旧来通りの平面型を踏襲した空間構成がみられ、一般的傾向としては、旧来の住宅の空間構成と大差のないものが出現していることも見逃せない。

このことは、現在の養蚕経営では壮蚕期の飼育法として屋外育を指向しながらも¹⁾、現在の上簇技術ではまだ屋外上簇が困難なために、床ばりの別棟蚕室の建設の余裕のないところでは、上簇期間には住宅利用に落着かざるをえないのである。別棟蚕室の建設も他の目的、たとえば、肥育牛舎、米麦作のための作業舎等との複合利用ができるときには、可成り積極的にすすめられている。これは、す

1) 藤岡市、尾島町、川本村の調査では殆んど農家が蚕室を住宅から分離すること、屋外育の完全採用をのぞんでいる。

で指摘されているように、養蚕農家の飼養家畜頭数は非養蚕農家の飼養頭数をはるかに上廻っているという事実と、同じく、養蚕農家の経営では稲作の比重が高まっているということなどと、うまく結合して、複合利用的付属舎の建設が実現したものであって、蚕室利用のみの単一目的ではすでに建設はおこなわれない。これは、養蚕農家にとって今後の養蚕の見とおしからみても、その技術に対応した生産の設備投資をするほどの意義が失われているためであろう。

以上のように、飼育技術や飼育法によって住宅にあらわれた設備やつかい方はことなるが、これまでの飼育法ではいずれにしても住宅を蚕室に転用することがふつうで、そのために、蚕室はもとより居室にも蚕室としての用意がみられるのである。たとえば、従来の居住用空間における田の字型間取りにそれを指摘できよう。この場合は、この間取りのもつ flexibility を利用して、4室を通して蚕室に転用できるということから、各室にそれぞれ、炉やラン間などを設けて蚕室としての用意が施されているし、各居住部分にみられる床の板の間仕上げは、蚕室転用のための準備である。このようなつかい方を前提としている限り、居寝室のつかい方には、たとえそこが接客空間としての「客ざしき」の性格を有し、養蚕期以外には「客ざしき」としてつかうにしても、それは本来的な「客ざしき」とし用意されているものではない。

つまり、蚕室転用を前提として「客ざしき」が蚕室としての設備をもっているということは、たんに家産のレベルを象徴する格式主義としての「客ざしき」ではなく、生産のために用意された農用住宅の性格を強く保有しているからである。そのことは、養蚕の商品生産としての意義が、住宅を「もつための家」として認識させているからであろう。

もし、格式主義の尊重に貫かれた「客ざしき」であるならば、そこでの農用的な利用や転用はおこなわれず、「客ざしき」としての確保がはかられるであろう。早くから、別棟蚕室をもつような一部の地主富農層においてのみ「客ざしき」の蚕室転用の否定がおこなわれており、そこにはじめて「客ざしき」の確保、すなわち、格式空間の農用空間からの分離がみられるのである。

これが前掲第3図にみられるような新築住宅になると、住宅を蚕室に転用するための用意はすでなく、住宅には生産の場としての性格は消失してくる。これは、その個室化を意図した間取りにもみられるごとく、居住性もたかくなっており、これまでの住宅にみられたような農用と居住用という多面的な利用から脱却したものとなっている。しかしながら、実際には家族のためにつかわれているにしても、2間つづきのざしきを設けて、さらにそこを接客空間として用意していることに、格式主義の残存や家産の意識をみることができる。

また、玄関脇に下足の応接室が作られ、そこを接客空間として家族の居住用空間と分離して確保することがみられるが、これは、最近の新築住宅における新しい接客空間の出現の傾向として指摘できる。しかし、この場合の接客空間は、従来の農家住宅の「客ざしき」にみられるような格式主義のものとは必ずしも同質とは考えられない。そのつかい方を吟味すると、従来の住宅における「土間」および「上りはな」でおこなわれていたような日常的な接客の場であり、営農上の記帳室としてつかわれている。日常的な接客としては、とくに農事についての話し合いのようなきにつかわれており、「ざしき」でおこなわれる接客が、家と家を結ぶ社会的なものであるならば、ここは、むしろ農業

1) 御園喜博著『蚕糸業の経済構造』（昭和38年）

経営の場としての性格をもっているように思う。この意味では、この応接室は農家住宅における居住空間と農用空間の新しい接点でもある。

Ⅱ 養 蚕 住 宅 の 居 住 性

これまでの養蚕経営において、養蚕飼育の場が母家住宅内にとられ、また、それがその後の飼育技術や飼育法の変化によって飼育場所にも変化をもたらしたことについてはすでにのべた。このような変化をとらえてみても、養蚕農家における住宅の意味、性格にも変容のあることはうかがい得よう。そこで、本章においては、養蚕経営における住宅の性格を明らかにするために、居住性に視点を合わせて検討を試みることにする。

この場合における居住性とは、住宅内部において、それと直接関係をもちながら、そこでおこなわれる生活行為が快適¹⁾になされているか否かという具体的内容を指し、それは住まい方に表現され、それを通して把握されるものである。

1. 養蚕住宅の空間構成

従来の養蚕住宅の性格を明らかにするための一端として、まずその住宅がいかなる使用目的をもつ空間によって構成されているかの検討をしよう。

住宅とは本来、居住用の目的によってのみ構成され、使用される筈のものであるが、従来の農家住宅の構成要素には農用を目的とした空間が存在している。この農用空間の大きさ、すなわ、その住宅内に占める構成割合のいかんによって、その住宅のもつ性格——居住性がたかいか、農用的性格が強い——を知ることができる。そこで、養蚕住宅のもつ性格をみるために、その空間構成を居住用と農用に分けると、農用の空間には土間と蚕室が含まれる。この場合の農用空間とは、初めから農用の目的を以て設けられた空間で、かつ、そのための利用頻度のたかいものを指し、養蚕期における居室の一時的農用転用は含まない。

まず、現存する住宅をそれぞれ建築年代別に分け、その当時の平面に復元してその空間構成を求め、現在の住宅の空間構成と比較しよう（第4表参照）。

藤岡市白石は、古くから養蚕経営がさかんであったので、すでに明治初年に建築された住宅には2階蚕室がみられ、現在、全戸が2階蚕室を所有している。復元の平面によって、昭和20年までに建築された住宅の農用空間の面積を、2階蚕室と土間部分を合わせたものとして求めると、いずれも農用空間の面積の方が、居住用空間の面積よりも大きい。したがって、住宅内における空間構成は、農用空間の占める割合が大きいことになる。なかでも、養蚕経営の最盛期の戦前（昭和初年～昭和20年）建築の住宅では、農用空間の占める割合が61%を示している。これは、当時の増大した飼育量に見合うだけの農用空間の確保が、住宅の空間構成を規定したものとしてみることができよう。それま

1) 快適さの認識は、建築学に示される物理的な基準を最低必要度とし、それが確保されているか否かによって判断されることにする。

第4表 母家の空間構成

建築年次	復元						現 状					
	居 住 用		農 用		合 計		居 住 用		農 用		合 計	
	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率
	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%
～明治年間	107.12	43.5	138.96	56.5	246.08	100.0	121.14	47.3	133.07	52.7	254.21	100.0
大正年間	89.17	44.2	111.97	55.8	201.14	100.0	113.85	54.0	96.66	46.0	210.51	100.0
～昭和20	75.50	39.0	117.08	61.0	192.59	100.0	89.21	40.0	118.19	60.0	207.39	100.0
昭和20～	107.50	53.6	92.76	46.4	200.27	100.0	111.08	52.0	91.08	48.0	202.16	100.0
以上の平均	98.21	52.5	89.10	47.5	187.42	100.0	109.36	42.9	112.20	57.1	221.56	100.0

注. 群馬県藤岡市白石の調査

での清涼育から密閉育にいたる飼育技術と、棚飼いによる飼育法では、住宅内を蚕室に転用する方向で指導されていたので、一部の飼育量の多い富農層には別棟蚕室の用意もみられたが、大勢は住宅内飼育であった。このため、飼育量の増大には、2階をすべて蚕室として用意することで対応したのであり、住宅には、建築当初から蚕室を兼用するという役割を備えていたのであり、そこに農用住宅としての性格をみることができる。このように、当時の住宅は農用利用を前提としており、養蚕期間中には、居住用空間の蚕室転用がおこなわれて、居住用空間を圧迫し、居住性の低下をもたらしている。

次に、現在ある住宅と、復元住宅の空間構成を比較すると、いずれも、前者の方が農用空間の面積、構成ともに復元住宅のそれより若干小さい。これは、前者が建築後に改造をおこなった結果であるが、しかし、農用空間としての性格を変えるほどの改変はおこなわれていない。つまり、現在でも、依然として農用空間の占める割合は大きく、住宅が農用的性格の強いことに変わりはない。ことに、稲作経営の戦後建築の住宅などに顕著にみられる土間部分の大幅な減少、すなわち、住宅内農用空間の減少傾向は¹⁾、養蚕経営の場合にはあまりみられず、蚕室の占める割合の大きい、いわば農用的性格の強い住宅が多いのである。

これに対して、戦後に建築された住宅のみに限ってみると、ここに、はじめて、居住用空間の面積が農用空間のそれに優位するようになる。これは、戦後に建築された住宅には、2階を居住用部分として設けるようになったものが出現したことによっている。ようやく、居住用空間の確立がみられるようになってきたのであるが、これはそれら農家の屋外桑育の導入と、飼育量の減少などによってもたらされている。

このことに関しては、既述したように、条桑育のとり入れの早かった群馬県尾島町、埼玉県川本村において、最近建築された住宅には、全く蚕室、および土間部分を排除したものが出現している。これは、屋外条桑育の完全実施と、そのための別棟蚕室、バラックの所有、さしかけのとりつけなどによって裏づけられたものである。

バラックは、ふつう前庭にあって、柱をたて、トタン屋根をふき、周囲は開放してある簡易な施設で、養蚕飼育には、周囲にムシロや布をさげて通風、日照の調節をする。これは、正式の建築届も必要としないところからバラックとよばれているが常設である。このバラックの出現によって、条桑育の普及を早め、資力の

1) このことについては、拙稿「農家建物における農用空間の建築計画的研究」（『農技研報告H28号』）において、すでに指摘したとおりである。

ない層でも養蚕飼育が可能になったといわれており、養蚕期以外には、農作業場、ものおきとしてつかれる。

次に、農用空間のみの構成についてみると、建築年次のすすむにつれて、土間面積は若干縮小傾向にあるが、蚕室面積には、その傾向はみられない。明治初期よりすでに養蚕経営の比重が大きかったので、蚕室面積の占める割合もまた大きく、ことに、養蚕専門経営の最盛期の戦前建築の住宅では、他の建築年次に比べて農用空間、なかでも蚕室が住宅の空間構成に大きな割合を占めていることが知られる（第5表参照）。このことは、住宅内の空間構成——とくに農用空間——蚕室の構成要因には、養蚕経営の専門化過程と大きな関係があることとして理解され、群馬県尾島町において専門養蚕の確立した昭和以降の建築になる住宅には、ほとんどが2階蚕室のあるものが出現していることなどによっても一層明らかとなろう。

第5表 農 用 空 間 の 構 成

建 築 年 次	復 元 住 宅						現 状 住 宅					
	土 間		蚕 室		合 計		土 間		蚕 室		合 計	
	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率	規 模	比 率
	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%
～明治年間	47.36	34.0	91.61	65.6	138.97	100.0	45.21	33.3	89.86	66.7	135.07	100.0
大正年間	40.69	36.2	71.61	63.8	112.30	100.0	35.97	37.5	60.59	62.5	96.56	100.0
～昭和20	34.32	29.0	82.94	71.0	117.26	100.0	34.32	29.0	82.94	71.0	117.26	100.0
昭和20～	28.41	30.2	65.44	69.8	94.55	100.0	28.41	31.2	62.67	68.8	91.08	100.0

注. 藤岡市白石調査より

それならば、養蚕経営の規模の大小もまた住宅の空間構成に影響があることは当然考えられるので、次には、養蚕経営の掃立規模拡大がどのような空間構成をもたらしているかの検討をしよう。

藤岡市白における現在の年間掃立量が、200g以上の層とそれ以下の層に分けて、それぞれにおける住宅内の各空間の面積を求めると、200g以上層では居住用に127.71m²、農用が133.65m²を示し、200g以下層では居住用に89.76m²、農用に83.49m²が充てられており、200g以上層における農用空間の使用の絶対的優位がみられる。これを200g以下層を100として比較すると、200g以上層では、居住用面積では114ののびを示しているが、農用面積ではこののびは、さらに著るしく、160を示している。このことは、掃立規模の大きい層では、掃立量の増大に対応して、蚕室兼用住宅として農用空間の拡大を計ったものとして理解されよう。

たとえば、藤岡市白石においては、掃立量の多少に拘わらず、住宅内の蚕室利用が残っており、実さいの使用面積は壮蚕期で26.4m²～247.5m²におよび、これは住宅延面積の4%～84%にあたるが、大体は30%前後の使用が多くなっている。これでは、飼育量の多少と、住宅内の利用面積の大小とは密接な関係はみられないが、これは、今日ではすでに屋外条桑育を導入しており、住宅内の蚕室利用がそれだけ減少しているからである。すなわち、飼育量に対して、どれだけ屋外飼育が可能かということで、住宅内の蚕室利用の割合も決ってくるのである。これは、別棟付属舎の使用程度、さしかけを設置する庭面積の広さによって、屋外飼育の量は決ってくるし、それに伴って、その残りを飼育するための住宅内の蚕室利用も直接的に左右される。これらの住宅以外の施設を庭面積がせまく十分確保できない農家は、住宅内利用の割合も大きくなるのである。住宅外における飼育面積は、住宅

利用面積の2倍から10倍がつかわれている。

住宅内における農用空間の拡大、すなわち飼育場所の拡大は、掃立量の増加と密接に関係することは当然であるが、棚飼いの場合には、棚数の増加と蚕架の配列の仕方によってある程度飼育量の加減は可能である。しかし、条桑育による飼育法は、平飼い、あるいは2段飼育までを限度とするので、飼育量の増大には、飼育場所の平面的な拡大が必要条件となる。また、条桑のもちこみは室内を汚したり、運搬の労力を要するので住宅内飼育をさけるようになってきていることもあって、飼育場合の拡大を別棟蚕室、なや、さしかけ、バラック、畜舎などに求めていくようになり、そこで飼育量をまかないきれないときに、飼育技術上の危険分散をはかる意味もあって、飼育量の残り分を住宅内で棚飼い育することになる。別棟蚕室の所有は、条桑育の導入以前にも一部富農層の間にみられたが、大勢としては、戦後の条桑育普及以降、畜舎兼用の蚕室¹⁾、作業場兼用の蚕室の新設であり、さしかけの使用である。

群馬県尾島町のように、昭和以降に専業養蚕経営となるところでは、2階建て住宅を建てる資力のない農家層でも、「さしかけ」ならば施設費も低廉なので建設が容易であるため、「さしかけ」利用による条桑育が全面に普及したといわれる。バラックについても同じく前述のとおりである。

次に、農林省統計調査部資料によって掃立規模別に蚕室の使用状況をみると（第6表参照）、掃立量の増加するにしたがって、住宅を蚕室に転用する割合は小さくなり、代って、蚕室兼用住宅や納屋、かけ出し小屋の使用割合が大きくなっている。つまり、掃立量が増加するに伴って、初めから住宅を蚕室兼用のものとして用意するだけでなく、さらに、飼育場所を住宅以外に拡張することによって、飼育量の増大に空間的に対応しているのである。これに対して、掃立量が20g以下の零細規模層では、その大半が住宅を蚕室に転用しており、蚕室兼用住宅の使用割合も大きくはないし、別棟の

飼育空間の使用は、まった

くとるに足らない。この層では、蚕室としての施設ももたず、住宅を蚕室に転用することで、ようやく飼育空間を確保しているとみることができよう。

また同様に、昭和39年に専用蚕室および屋外飼育施設を新設した農家数を農林省統計調査部資料によってみると、掃立規模の大きい農家ほど、専用蚕室、とくに屋外施設の新設率がた

第6表 蚕室の使用種類別農家戸数割合

掃立卵量別	別 蚕 室	蚕室兼用 住 宅	住 宅	納 屋	かけ出し 小 屋	その他	総 計
g	%	%	%	%	%	%	%
～ 10	1.4	21.3	69.5	5.1	0.7	2.0	100.0
～ 20	2.6	26.0	60.2	7.9	0.8	2.5	100.0
～ 30	4.0	31.6	49.5	9.4	2.1	3.4	100.0
～ 40	4.8	31.2	45.5	12.5	2.7	3.3	100.0
～ 50	6.2	32.0	41.3	13.6	3.9	3.0	100.0
～ 60	6.9	32.2	36.0	14.8	6.3	3.8	100.0
～ 70	7.3	28.4	37.2	6.1	7.2	3.8	100.0
～ 80	9.1	31.5	32.4	16.8	8.0	3.2	100.0
～ 100	9.9	31.5	29.8	17.3	6.9	4.6	100.0
～ 150	11.1	28.0	27.5	19.8	9.6	4.0	100.0
～ 200	17.1	28.2	20.0	21.2	9.4	4.1	100.0
200 ～	23.1	38.5	15.4	11.5	3.8	7.7	100.0
総 計	5.4	29.6	46.1	12.0	3.7	3.2	100.0

注 1. 農家戸数割合は調査実戸数に対するものである。

2. 農林省統計調査部『緊急養蚕業基本調査』（昭27. 12）より。

- 1) この場合の畜舎は肥育牛育成のためのものであり、これだと秋から春にかけての育成期間となり、養蚕どの時期的競合をさけられる。

かいことが明らかにされており、飼育量の増大に対応する飼育空間の確保といえよう。

農林省統計調査部『養蚕農家の性格と動向』（昭40. 12）によると、養蚕施設の新設農家の割合は次のとおりである。

	掃 立 規 模 別					
	計	～3箱	～6箱	～10箱	～20箱	20箱～
専用蚕室	3.3%	2.1%	3.3%	4.0%	4.7%	5.2%
屋外施設	7.4	3.4	6.4	9.3	12.8	15.5

注 1箱の卵量は品種により多少変動があるが、大体11gと考えてよい。屋外条桑育実施農家の普及率が掃立規模の上層に移行するほど屋外施設の新設率ののびていることと関係している。

また、上簇については、現在の技術段階では屋外上簇が困難なために、依然として屋内上簇、とくに住宅内の上簇がつづいている。住宅内の上簇期における使用面積は26.4m²～30.7m²にひろがっており、別棟蚕室は30.7m²～99m²が使用されていて、住宅内上簇に依存することの大きいことが知られる。住宅内の上簇のための飼育面積割合は、少ないところで12.5%～68.5%におよび、大半は住宅面積の過半を使用している。

以上、養蚕飼育にともなう住宅内の蚕室利用の度合について空間構成の面からのべてきたが、これによると、いずれにせよ、今日なお養蚕経営をおこなっている農家の多くが、住宅を蚕室に転用しており、そのためにひきおこされるであろう養蚕期間中の居住用空間の圧迫や困乱からみても、養蚕経営における住宅には、蚕室兼用住宅としての農用的性格の強いこと、それにともなう居住性の低さを指摘できる。

2. 居寝室の利用

養蚕期における住宅内居寝室の蚕室転用は、そこを日常生活の場として使用している家族にとって、当然生活上の困乱を生ずることになる。とくに、日常的な住生活のなかでも空間的なひろがりがある程度必要とし、かつ privacy の要求される寝室については、その住宅における室数、家族構成によってつかわれ方が異なるが、養蚕時には寝室の移動、過密寝、混寝などの問題がひきおこされることが多い。

居寝室の利用の仕方は、一室を幾つかの使用目的によって重ねてつかう複合利用よりは、単一目的にのみ使用することがのぞましく、とくに寝室については、単一利用の固定化することが一層のぞましい。しかし、従来の農家住宅にみられる四つ間取り型式は、住宅面積に比して居室数が少なく、このため家族数に対しての居寝室の確保は十分でなく、また、就寝とその他だんらんや接客、勉強などの生活行為との複合利用がおこなわれていることが多い。とくに農繁期には、居住用空間を農用に転用することがあり、養蚕経営においては蚕室転用がおこなわれて、居寝室と農用との複合利用がひきおこされるところに問題がある。

これまでの養蚕農家では、養蚕期に固定した寝室をもつことは少なく、蚕室に転用した居室の一隅が家族全員（雇人を含めた）の寝室になるのがふつうであった。このため、その期間中には、過密寝や混寝などという就寝状態になっていた。戦前の養蚕最盛期には、一般に傍系家族を含み家族員数も多かったため、養蚕期における居寝室の蚕室転用に対応して、寝室の不足を補うために、北側の縁幅

を広くしそこを寝室とし家族を収容したこともあるが、過密寝や混寝の緩和にはさして役立たなかったようである。しかし、今日では住宅内の居住用空間を全く蚕室に転用しない農家もあって¹⁾、ふつうは北側の2室を居寝室として残すようになり、2室～3室が養蚕期間中でも居寝室として確保される傾向がある。このために、養蚕期間中でも分離寝が保ち得るようになってきた²⁾。これは、養蚕最盛期の戦前に比して、飼育量が減少し、かつ条桑育採用による屋外飼育への移行によって、住宅内の居住用空間に余裕の生じたことによってもたらされている。そして、それらの居室は年間を通して寝室として固定化されるようになってきているので、従来のように寝室を移動する度合は減じ、ことに夫婦寝室の固定化が定着しており、客ざしきを寝室につかうことの多い老人や子供たちが、養蚕期間中に北側の居室に寝室を移動する例がみられる。このようにして、養蚕期間中に寝室の移動をおこなうのは半数の農家にみられ、残りの農家については寝室の固定化がみとめられる。

現在、養蚕期における寝室数は、住宅および別棟建物を含めて1室～5室に分布している。3室以上の寝室をもっている農家では、混寝や過密寝をさけるために、寝室移動をおこなって寝室数を確保するように心掛けていることがみられる。また、1室～2室の寝室数を所有している農家では、却って寝室を固定化する傾向がある。この寝室数およびその固定化は、家族構成との関係によってもたらされるよりは、室数確保の空間的条件が住宅内や別棟付属舎にあるかどうか大きく影響されている。かくして、34%の農家が年間を通して分離寝を維持しているが、大勢としては、分離寝の状態はいまだ得られていない。

居寝室の確保には、2階蚕室を簡単に仕切って子供室にあてたり、土間に一室作って老人や雇人が使用し、また別棟付属舎の2階部分を若夫婦や老夫婦の居寝室にすることなどが具体的にすすみ、これがまた、寝室の固定化やその単一利用を助長している。四つ間取り型式の住宅では、室数が少ないため、分離寝が困難で、また、それが得られても室間の privacy 欠如などのために、このような現象が求められるのである。このようなうごきは、最近における条桑育の普及により、屋外飼育を採用した結果、住宅を蚕室に転用する度合が減少したことによって、居住用空間に余裕を生み、これが寝室の固定化を促進しているのである。さらに、これには戦後の生活改善思想の浸透の影響もあって、これを側面から助長している点も見逃せない³⁾。

居住用空間の多面的利用として農用利用がおこなわれれば、それだけその期間中の住生活は困乱し、居住性が低下することは当然であるので、上述のような居寝室の固定化の傾向や農用との複合利用の減少は、居住性の低下を緩和する方向を示すものである。しかし、完全に全期間の屋外飼育が実施されない限り、室数の少ない四つ間取り住宅と、その割には家族数が多いという条件のなかでは、どこまで居住性をたかめ得るか疑問である。

3. 帖面率の変化

-
- 1) 藤岡市白石の調査では、21戸中2戸がこれにあたる。
 - 2) 分離寝とは、夫婦は同室就寝し、12才以上のものは異性同室就寝をしない状態が得られた場合をいう。
 - 3) アンケート調査によると、部屋を新設するに当って、「子供たちの要求」、「生活改善のため」という動機が大きく働いている。また、蚕室を住宅内から排除する希望はとくにつよい。

次に、居住性の把握として帖面率の検討がある。住宅内の空間構成のいかんによって——居住用と農用の両空間の構成割合をもって——居住性の多少を検討したが、これは空間的な固定の割合によって居住性の度合としたものである。しかし、農家住宅では居住用空間を農用に転用することがあり、その期間中と期間外とでは空間構成の実質、つまり、つかい方において差が生じることになる。そこで、この場合の構成把握を帖面率によってみることにする。

帖面率、すなわち、住宅面積に対するタタミ面積の割合でみるということは、居住用空間におけるタタミ部分は常に居住用として用意される筈のものであり、年間を通して一定に確保されるべきだという考え方である。ところが、養蚕経営においては、いまだに住宅内での養蚕飼育が残っており、このために飼育期間中は、居住用部分のタタミを取払って板の間にして蚕室転用がおこなわれる。そのために、養蚕期間中の帖面率は期間外に比べて著しい低下を示すようになるが、このことはまた、板の間居住とそこにおける農用利用を意味し、住宅としての居住性の機能が著しく減退することである。そこで、養蚕飼育のために帖面率の低下のあることをとらえて、居寝室にはタタミを敷くという今日の一般的な行為を通して、同一住宅における養蚕期と期間外との帖面率のちがいを居住部分の安定の度合を測ることにする。

藤岡市白石における養蚕住宅の平均帖面率は、期間外で28%、養蚕期12%を示し、養蚕期には帖面率が著しく減退している。さらにいうならば、全体の74%の農家がこの期間中は、全くタタミをあげて了って帖面率はゼロとなっており、帖面率に変化のない農家は1戸もみられない。つまり、全体の74%の農家では、養蚕の期間中はタタミのない住生活、板の間就寝をしているのであり、これ以外の農家にしても、帖面率3%~4%というのもあって、いずれにしても養蚕期間中の帖面率からみた居住性はたかいたとはいえない。しかしながら、僅かではあるがタタミ部分が存置されるのは最近の傾向であって、条桑育の普及による屋外飼育によって住宅内居住用空間に余裕を生じたためもたらされたものである。それまで、一般に養蚕期間中は全農家が帖面率ゼロの状態に住生活が営まれてきたのである。

また、この帖面率の変化は、寝室の固定化とは全く関係をもたず、蚕室転用をしない居室や固定した寝室をもついていても帖面率はゼロを示すことが多い。それは、これまでの養蚕住宅では、住宅内の養蚕飼育を前提として建てられていたので、各室には床板を敷きつめてあり、飼育期間中はタタミを取払えば、そこを板の間の作業場に転用することができるように、2階蚕室はもとより、階下の全居室部分の床板が板の間仕上げにされているのである。このような板の間仕上げのために、夏季には床下からの通風が悪く、養蚕飼育をしない場合でも、タタミを敷くことはタタミが湿気るのでさけなくてはならない。そこで、条桑育に移行して居室を蚕室に転用しなくなった場合でも、夏季にタタミが取り払われ、帖面率の低下、つまり居住性の低下を結果するのである。

このような床の造りが、養蚕期における帖面率を低下させる役割を果たしており、養蚕専門農家では、住宅の居住部分の蚕室転用は決して臨時的措置ではなく、すでに建築時において、蚕室転用を前提として間取りが決定され、床仕上げが施されていたのである。養蚕経営では、住宅の機能とは、養蚕の飼育技術に適応したものであって、そこにおける居住性の問題は取り上げられてはいなかったのである。

Ⅲ 養蚕経営における建物投資の特性

すでにのべたように、これまでの養蚕経営においては、養蚕技術の段階に応じて蚕室としての機能を充足させるために、住宅内の設備に変化がみられるが、それは、住宅内での設備投資の一部でありつかい方においても農用の割合を判然とわけることが容易でない。つまり、住宅における設備投資であるため、厳密に生産投資として捉えることは困難である。しかし、前掲の第6表にみられるとおり、蚕室として使用している割合は専用蚕室の使用は全体の5.4%にすぎず、住宅での使用は46.1%蚕室兼用住宅の使用が29.6%となり、この両者からも住宅の蚕室利用のさかんなことが知られ、専用蚕室の所有状態は全体としてきわめて低いことが明らかである。このことから、専用蚕室に対する投資が少いとみることができよう。なお、この表は、昭和27年調査からの引用であって、資料的にはいささか古い嫌いはあるが、その後の養蚕経営においても、活ばつな専用蚕室の建設はみとめられない。たとえば、藤岡市白石の調査においても、専用蚕室の所有は、23戸の農家のうち10棟を数え、うち半数は戦後の建築であるので、一応は専用蚕室の建設率はたかいようにみられる。しかし、これをつかい方の面からみると、「専用蚕室」としての性格は稀薄となり、畜舎、作業舎、ものおきなどとの時期的競合をさけての複合利用がおこなわれており、建築申請にさいしての届出名称や通称が蚕室であることが多い。同様に、畜舎、作業舎とは云っても蚕室利用をすることが多く、複合利用が可能な限りにおいての付属舎建設であって、付属舎の場合においても養蚕経営のための生産投資を厳密にわけてとらえることはできない。

次に資本構成をみよう。農林省統計調査部の「まゆ生産費」中に占める建物費の割合をみると、毎年3%~4%にすぎず、戦後になってこれが増大しているとはいえない。条桑育の普及した今日においては、条桑育に要する設備投資があったにしても、その割合はたかいとはいえない。このことは、養蚕経営がさかんで、かつ全作業行程を屋内飼育に依存していた戦前においても同様の傾向を示し、

第7表 まゆ生産費の費目構成

	昭12	15	18	20	21	23	26	29	32	35	38
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
蚕種費	4.8	5.0	3.7	4.0	1.6	3.3	6.6	5.5	5.3	5.8	7.2
☆共同飼育費	—	—	—	—	—	—	0.8	1.3	1.7	1.8	2.3
肥料費	17.4	19.3	13.4	25.8	11.5	10.1	10.5	12.9	12.4	11.1	9.4
諸材料費	3.6	3.8	4.2	4.0	4.1	4.5	5.5	7.0	6.9	5.6	5.4
☆防除費	—	—	—	—	—	—	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
桑樹成園費	4.0	2.9	3.4	4.0	4.0	3.7	4.5	4.0	4.1	4.5	4.7
建物費	4.3	2.2	2.8	3.4	5.7	5.5	3.6	4.0	3.3	2.9	2.7
農蚕具費	6.5	5.0	6.3	5.1	10.5	9.5	4.3	5.9	5.9	5.7	4.5
☆畜力費	—	—	—	—	—	—	1.5	0.8	1.0	0.8	0.5
労働費	53.7	54.8	59.8	48.6	61.2	61.7	61.7	57.5	58.1	60.3	61.6
賃料々金	5.7	7.0	6.4	5.1	1.4	1.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.2
費用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 1. 昭26年までは農林省蚕糸局 昭和28年『養蚕業要覧』，昭29年以降は統計調査部 昭和39年度『養蚕調査結果報告書』より作成
2. ☆印は、昭和21年度以降の調査項目

建物に対する生産投資の割合は低かったといえよう（第7表参照）。

これに対して、労働費の構成割合は戦前戦後を通じて一貫して高位を示しており、常にまゆ生産費全体の半ばを占めており、しかもこの労働費の内わけは、家族労働費がその殆んどを占め、雇用労賃の比は全く低い（第8表参照）。この傾向は、一般に他作物においては生産手段の高度化にともなって、労働費が低下現象にあるのに反して、養蚕経営では家族労働力に大きく依存してこれが成立していることをもの語っている。

また、建物費の内容も減価償却費が殆んどであり、修理費支出は極小であって、建物に対する維持管理の状態はよくない。

第8表 昭和38年まゆ生産費のうち建物費、労働費の内わけ

建 物 費					労 働 費				
償却費	修繕費	購入	自給	小計	計	年雇	臨時費	家族	計
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2.6	0	0.0	0.1	2.7	0.0	1.6	60.0	61.6	

注：農林省農林経済課調べ

以上のことからみても、養蚕経営における生産投資、とくに建物投資は必ずしも高度な内容をもったものとはいえない。蚕室兼用の養蚕住宅という性格は、生産投資としての内容を曖昧にしている。従来、養蚕経営は労働集約的な部門

として、家族労働力の完全燃焼に結びついて維持されてきたものであり、そこでは、自己の労働に対する価値評価も低いままに労働を集約的に投入することで、生産設備への投資のおくれをカバーしてきたのである。このことは、前述した省力技術としての条桑育や、回転簇導入のおくれに端的に現われている。今日の養蚕経営では、たとえそれが専門的な位置を占めている場合でも、必ずしも将来の発展を期待できないことも加わって、ますます生産設備に対する投資は手控えられているのである。

農林省統計調査部農産物生産費調査において、主要畑作物とまゆの反当純収益を、昭和31年～37年で比較しても、34年までは、まゆは例年赤字となり、35年以降も、りんご、ぶどうなどの果樹作の高収益には比ぶべくもないが、馬鈴薯、甘藷、大豆、たばこなどの収益に比肩できるが、決してたかくない。たとえば、昭和37年には、まゆは 4,112円、茶 11,643円、みかん 88,358円、ぶどう 16,221円、りんご 47,742円、大豆 1,816円、甘藷 5,301円、馬鈴薯 1,419円である。

また、最近における稚蚕共同飼育の普及や屋外条桑育の導入は、稚蚕より壮蚕までの飼育期間の住宅内蚕室利用や居住用空間の蚕室転用を著るしく減少させ、すでに、住宅内に蚕室としての設備をすることはなくなってきた。一方において、現段階における上簇技術では、屋外利用が困難なため、住宅内の既存蚕室の利用がつづけられているので、住宅内から生産空間を完全排除するまでには至らず、いまだに住宅を生産投資の対象としてとらえなければならぬ面を残している。このことは、養蚕技術の変化は、住宅内蚕室の排除を指向しながらも、そのための設備投資をするほどの力が、養蚕経営にはすでにないことを示しているといえよう。養蚕技術の要求からのみ住宅外飼育に移行するのであるならば、そのための設備投資はもっと積極的にあってもよい筈であるのに、現段階では、他の経営目的との複合利用が可能な範囲においてのみ設備投資がすすめられているにすぎない。

蚕室の住宅外移行は、養蚕技術の変化によってもたらされたと同時に、近年とみに向上している生活水準によって、住宅の蚕室転用を否定する意識が強く作用して、養蚕の場を住宅内から排除しているのである。すなわち別棟蚕室や付属舎を所有する新築住宅や既存住宅では、住宅内から完全に蚕室

を排除したり、既存蚕室を居寝室に改造して住宅内の居住用空間の確保や居住性の確保がはかられている。この段階になって始めて、養蚕のための設備投資が住宅から離れたところでとらえられるようになる。

Ⅳ む す び

養蚕経営における住宅の性格を明らかにするために、主として飼育技術の変化に視点を置いて検討してきたのであるが、その結果、次のようなことがいえよう。

すなわち、養蚕部門がその農家にとって主導的な位置にある以上、農家生活に及ぼす影響は大きい。それは、住宅においては、養蚕飼育に便利のように配慮された間取りや設備となってあらわれ、居住性を無視しても生産の場の拡張が要求され、養蚕技術の進歩に対応したものとして住宅は期待されていた。養蚕住宅をそのような視角から捉えると、客ざしきの蚕室転用とそのための諸設備にみられるように、そこには、家産の象徴としての格式主義に規制された「ざしき」尊重のつかい方よりは、生産手段としての住宅の性格の方がより強調される。

養蚕経営は古くから商品部門として発展してきており、そこに経営の中心をおく以上、商品部門にまきこまれた生活があるのは当然である。そこに、もうけるための家、すなわち養蚕住宅が出現するのであって、2階蚕室やその他の設備を設けることは、それが、たとえ高度な内容をもつ生産投資ではないにしても、すでにその段階で商品生産を拡大しようとする手段としての認識があったからであろう。副業的な段階の養蚕経営では、そこまでの生産投資はなされえない。

換言すれば、養蚕技術の進歩は、住宅の構造に多くの影響を与えてきた。このことは、一方において蚕作が安定し、他部門に比して養蚕の有利性が認められたことを意味している。このような段階になって始めて、養蚕の規模拡大の条件が整ったので、住宅に対しても、蚕室としての機能を備えるための生産投資がおこなわれるようになり、住宅は平家建てから専用蚕室をもつ2階建てに変わっていくのである。しかし、この場合でも、住宅内に設けた蚕室であるため、生産投資としての範囲を押えることはむづかしい。蚕作の安定、規模拡大がこのような空間拡張をもたらした、このような条件がまた、豊富な家族労働力と結びついて生産投資の償却を容易にしたのである。

しかし、今日における養蚕経営は、それがたとえ専門的な役割を果たしているにしても、すでに将来の発展を期待するだけの力を持たなくなっており、そのための設備投資をおこなう力もないといえよう。つまり、現在の養蚕経営には、現在の飼育技術に合わせて生産投資をする余裕もなく、住宅の機能を変えることも困難である。そして、すでに生産の場として用意されてきた住宅に対して、今日の向上した生活をどう対応させるかに問題がある。

また、一部の新築住宅にみられるような農用部分を全く排除した平面の出現も、稚蚕共同飼育の実施、糸桑育の完全取り入れを条件にもち、かつ別棟蚕室、バラック等の設備がすでにあることによって成立しているのである。この場合は、住宅はすでに居住性のたかいものが配慮されている。これはまた、戦後の生活改善運動の影響、民主化思想の定着によって、一層助長されていることは見逃せない。しかし、一般には、まだ新築住宅においても2階蚕室を残しながら、階下居住部分の蚕室転用を

否定する段階に止まっている。これは、上簇技術との関係が大きい。このような費用的性格の強い住宅のなかで、生活水準の向上した今日の生活をどう整合させていくか、既存住宅におけると同じく今後の課題である。

すなわち、稚蚕共同飼育の実施、条桑育の取り入れによる屋外飼育の普及などに加えて、上簇技術の改良がなされない限り、住宅内の蚕室転用は続くものと思われる。上簇のためにだけ、床張り付属舎を新設するだけの力は、養蚕経営にはない。その限りにおいて、養蚕経営における住宅には、生産の場としての要素が残るのである。

要 約

研究の目的

農家住宅の空間構成は、農業経営の形態や農業技術の発展段階に規定されて不即不離の関係におかれている。したがって、農家住宅内における農用空間の変化を、農業技術の進歩、経営の変化に対応したものとして捉えたと、きそれらの進歩と変化に照応して必然的に異なったものとなろう。

本論では、住宅内において作業をおこなうことの多い養蚕経営をとりあげ、飼育技術の発展と飼育場所の変化を検討し、併せて養蚕経営における住宅のもつ役割とその性格を明らかにする。

I 養蚕住宅における居住用空間の農用利用

養蚕経営においては、住宅を養蚕飼育のために使用するのがふつうであった。このため、住宅の空間構成を居住用に適するようにのみ配置できず、むしろ、養蚕のための生産手段としての役割を果たすように配置されてきた。そこで、本章においては、養蚕住宅における居住用空間の農用利用について、飼育技術や飼育法の変化が住宅にどのように対応したかを検討した。

1) 明治以前からおこなわれていた清涼育を始めとして、その後普及した温暖育、清温育、密閉育にいたる飼育技術では、いずれも住宅内を蚕室に利用する方向で指導されてきた。ことに、明治に入り養蚕経営が海外市場の生糸の需要の増大に対応して本格化するにつれて、飼育技術も進歩し、これに伴って住宅の設備、構造も変化している。すなわち、2階蚕室の出現、炉、天窓、縁側、ラン間の設置、障子の採用が、温暖育、清温育の技術段階にみられたが、その後、普及した密閉育では、炉、天窓、縁側、ラン間が消失している。

2) 戦後、蚕作の安定と省力技術をねらった稚蚕共同飼育、屋外条桑育が普及し、これらは、いずれも住宅内の蚕室利用を否定する方向を示し、従来に比して住宅内の蚕室転用の度合は減少傾向にある。しかし、飼育量の確保と、蚕作安定のための危険分散の意味もあって、住宅内の蚕室利用が残っている。このために、省力技術の導入が、直ちに住宅内蚕室排除には至っていない。また、屋内上簇に依存する現在の上簇技術が続く限り、住宅内利用の問題は残るのである。

3) さらに、住宅内の居住用空間の配列やその広さは、飼育量に対応したものとして用意されていた。たとえば、戦前における技術の壮蚕期の棚飼いでは、8帖1室の飼育量の限界は20gといわれており、8帖2室と6帖2室に土間を含めた階下の面積と、これと同程度の面積の2階蚕室を加えた飼育空間の広さは、戦前の養蚕専業経営としての飼育量を維持するための必要空間であった。経営のな

で主導的な働きをするときには、それに対応した生産の場の拡張がおこなわれてきたのである。

4) 現在の養蚕技術では、屋外飼育を指向しながらも、庭面積がせまく屋外施設の建設の余裕のない場合には、住宅内利用がつづき、別蚕棟室の建設も畜舎との複合利用の形ですすめられていて、蚕室利用のみの単一目的では建設はおこなわれない。現在の養蚕経営には、それが専門的な位置をもっている場合でも、今後の養蚕の見とおしからみても、その技術に対応した生産の場の拡張は積極的にはおこなわれない。

5) 稚蚕共同飼育、条桑育の普及は、住宅内の蚕室転用の度合を低くし、これに伴って居住用空間が確保される傾向を生んでいる。これは、最近の新築住宅においてとくに顕著である。

II 養蚕住宅の居住性

本章では、養蚕住宅の性格を明らかにするために、居住性の側からの検討をする。この場合の居住性とは、住宅内部において、それと直接関係をもちながら、そこでおこなわれる生活行為が快適になされるか否かという具体的内容を指し、それは、住まい方に表現され、それを通して把握されるものである。

1) 養蚕住宅が、いかなる使用目的をもつ空間によって構成されるかを検討すると、戦前までの建築では、農用空間の占める割合が、居住用空間より大きく、当時の増大した飼育量に見合うだけの農用空間の確保が、住宅の空間構成を規定したものであろう。つまり、当時の住宅は、蚕室転用を前提としており、養蚕期間中の居住性は低下するという農用的性格の強いものであった。

これに対して、戦後に建築された住宅では、居住用空間の割合が優位する。これは、戦後に建築された住宅には、2階を居住部分として確保するようになり、はじめて居住用空間が優越したのである。これは、飼育量の減少と、屋外条桑育の導入によってもたらされた。と同時に、戦後の生活改善運動や民主化思想の浸透による力も大きい。

2) 養蚕期における住宅内の蚕室転用は、そこを日常生活の場としている家族にとって当然、生活上の困乱をきたすことになる。居寝室の利用は、単一目的のみに使用することがのぞましく、とくに寝室については、単一利用の固定化が一層のぞましい。これまでの養蚕経営では、居寝室の蚕室転用のため、養蚕期間に固定した寝室を維持することが少なく、寝室の移動、過密寝、混寝などがひきおこされていた。

3) 今日では、養蚕期間でも、ふつう北側の2室を居寝室として確保する傾向があり、この2室は、年間を通して寝室として固定化するようになり、とくに夫婦寝室として定着してきている。このため、従来のように寝室を移動する度合も減少している。

4) 居寝室の多面的利用として、農用利用がおこなわれれば、それだけ養蚕期間中の住生活は困乱し、居住性は低下する。上述のような居寝室の固定化や、農用利用の減少は、居住性の低下を緩和する方向であるが、完全に全飼育期間の屋外飼育が実施されない限り、室数の少ない四つ間取り住宅と、その割には家族数が多いという条件のなかで、どこまで居住性をたかめうるか疑問である。

5) 住宅内の養蚕飼育を前提として建てられていた住宅では、各室は床板を敷きつめてあり、タタミを除去するとそこが板の間の作業場に転用できる。このような床の造りのため、住宅内飼育時には

帖面率はゼロを示しているばかりでなく、屋外飼育に移行した場合でも、夏季には湿気を嫌って、タミを除去したところで生活が営まれるので、帖面率は依然として低い。

つまり、養蚕専業農家では、住宅の居住部分の蚕室転用は臨時的措置ではなく、すでに建築時において蚕室転用が前提となって住宅が造られてきた。養蚕経営では、住宅の機能とは、養蚕の飼育技術に適応したものであって、そこにおける居住性の問題は取り上げられていない。

Ⅲ 養蚕経営における建物投資の特性

すでにのべたように、養蚕経営における住宅は、蚕室兼用住宅という性格をもっているため、生産投資としての内容を明らかにしにくい。また、蚕室などに対する投資も高度な内容をもってはいない。これは、従来、養蚕経営は、労働集約的な部門として家族労働力の完全燃焼に結びついて維持されてきたのであり、そこでは、自己の労働に対する価値評価も低いままに、労働を集約的に投入することで生産設備への投資のおくれをカバーしている。

しかし、今日における養蚕技術は、住宅内蚕室の排除を指向しており、これが完全に住宅外に移行し、住宅内の居住用空間の確保が維持されたときに、蚕室などの投資を住宅から離れたところでとらえることができよう。

養蚕経営は、古くから商品部門として発展してきており、それが農家にとって主導的な位置にある以上、農家生活に及ぼす影響は大きい。これまでは飼育技術の指向するところに従って、住宅は蚕室転用を前提とし、間取りや面積、設備などが用意されてきた。住宅は、居住性を無視しても、生産の場として期待され、養蚕技術の進歩に対応してきたのである。このことは、蚕作が安定し、他部門に比して養蚕の有利性が認められたので、養蚕の規模拡大がおこなわれ、これに対して住宅も蚕室としての機能を拡張していったことを示している。

しかし、今日の養蚕経営は、それが専業経営であっても、将来の発展を期待できる力は乏しく、現在の飼育技術に合わせて、別棟蚕室などを作る余裕もなく、住宅の機能を変えることは難しい。すでに、生産の場として用意されている住宅に対して、今日の向上した生活をどう対応させていくか問題である。また、稚蚕共同飼育、屋外条桑育の完全実施に加えて、上簇技術の改良がおこなわれない限り、住宅内の蚕室転用は今後も続くものと思われる。しかし、上簇のためにだけ、床張りの付属舎を新設する力は、今日の養蚕経営にはない。また、宅地面積に付属舎新設の余裕のない場合が多く、専用蚕室の建設はその点からも困難である。その限りにおいて、養蚕経営における住宅には、生産の場としての要素を残している。

参 考 文 献

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 蚕糸業の経済的分析 | 馬場啓之助 (昭25) |
| 2. 群馬県蚕糸業史 | 群馬県蚕糸業協会 (昭30) |
| 3. 養蚕経営分析 | 農林省蚕糸局 (昭32) |
| 4. 埼玉県蚕糸業史 | 埼玉県蚕糸業会 (昭35) |
| 5. 家族農業経営の変貌過程 | 磯辺秀俊編 (昭37) |
| 6. 蚕糸業の経済構造 | 御園喜博 (昭38) |
| 7. 養蚕経営の近代化に関する生産条件の研究 | —農林水産業特別試験研究費補助金による研究報告書— |

加 用 信 文 (昭 42)